

第5回 生活衛生関係営業等衛生問題検討会	
平成24年2月9日	資料5

# **ビル管理技術者、理容師、美容師 試験の指定制度関係資料**

# 「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書(抜粋)

## (平成22年12月27日)

### 指摘1

- 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。
- 指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

全国に1つの法人を指定して業務を実施させる指定法人については、介護労働安定センターを代表としてヒアリングを行ったが、そこからは指定された当時とは社会のニーズや状況が変化しており、それに応じて指定法人としての業務内容も逐次見直されているとの説明があった。

各指定法人を取り巻く時代の要請にも変化があるため、業務内容の見直しもさることながら、指定法人として当該業務を実施するという制度自体も検証が必要と思われる。ただし、当該制度の採否は個々の政策と密接に関わるため、個別の検証が必要であり、この作業は関係審議会等で行うべきと考えられる。

また、特定の法人が既得権として長期にわたり指定による業務を実施するのではなく、より適切な法人が選定されるための環境整備も必要ではないかと考えられる。

### 指摘2

- 国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

指定を受けて国家試験業務を実施している公益法人の例として、柔道整復研修試験財団及び社会福祉振興・試験センターからヒアリングを行ったが、そこから、試験料を主たる財源として実施される当該業務において、年度別に見て収支差益があることが明らかになった。

このような公益法人は、試験料等を独占的に得られる特別な地位を付与されているものであるため、まずは、試験料等を試験業務のコストを適正に反映したものにすべきであるが、それにとどまらず、現在のコスト自体が適正かという観点からも、その水準を見直す必要がある。

# 理容師、美容師、建築物環境衛生管理技術者の資格制度について

## 理容師

### 【根拠法令】

理容師法(昭和22年法律第234号)

### 【職務内容】

頭髪の刈込、顔そり等の方法に容姿を整える業務。  
※理容師の免許を受けた者でなければ、理容業をしてはいけない。

### 【資格取得方法】

理容師国家試験の合格

※受験資格は、理容師養成施設を卒業していることが必要。

### 【試験実施団体の現状】

財団法人理容師美容師試験研修センター

(平成2年5月指定)

## 美容師

### 【根拠法令】

美容師法(昭和32年法律第163号)

### 【職務内容】

パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくする業務。  
※美容師の免許を受けた者でなければ、理容業をしてはいけない。

### 【資格取得方法】

美容師国家試験の合格

※受験資格は、美容師養成施設を卒業していることが必要。

### 【試験実施団体の現状】

財団法人理容師美容師試験研修センター

(平成2年5月指定)

## 建築物環境衛生管理技術者

### 【根拠法令】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)

### 【職務内容】

一定規模以上の百貨店、事務所、学校等に使用する建築物内の環境衛生上の維持管理を全般的に監督する業務。  
※法の規制対象となる建物には必ず選任しなければならない。

### 【資格取得方法】下記のいずれか。

・建築物環境衛生管理技術者試験の合格

※受験資格は、実務経験2年以上。

・建築物環境衛生管理技術者講習会の修了

※受講資格は、学歴又は免許と実務経験の要件を満たすことが必要。

### 【試験実施団体の現状】

財団法人ビル管理教育センター  
(昭和60年3月指定)

# 指定制度となった背景

理容師・美容師国家試験

建築物環境衛生管理技術者試験

都道府県による実施

国による実施

◆昭和56年に設置された第二次臨時行政調査会による最終答申(昭和58年3月14日)◆

資格制度に関する事務のうち試験事務等は、行政機関の裁量的判断を要するものが少なく、比較的定型的なものが多い一方、行政機関にとってかなりの負担となっているものが少なくないとして、理容師、美容師、建築物環境衛生管理技術者等の21の資格試験事務については指定試験機関制度等の導入を図る等により、その全部又は一部を民間団体等に委譲する。

法改正

法改正

【指定試験機関】平成2年5月指定

財団法人理容師美容師試験研修センター

【指定試験機関】昭和60年3月指定

財団法人ビル管理教育センター

# 理容師の指定試験機関に係る根拠法令

## 【理容師法】

第三条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

- ② 理容師試験は、厚生労働大臣が行う。
- ③ (略)
- ④ 前三項に定めるもののほか、理容師試験及び理容師養成施設に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、理容師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」といふ。)を行わせることができる。

- ② 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第四条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
  - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- ② 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
    - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
    - 二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
    - 三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
      - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
      - ロ 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

# 美容師の指定試験機関に係る根拠法令

## 【美容師法】

### (美容師試験)

第四条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3～5（略） 6 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### (指定試験機関の指定)

第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

### (指定の基準)

第四条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
  - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
  - ロ 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

# 建築物環境衛生管理技術者試験の指定試験機関に係る根拠法令

## 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】

- 第八条 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識について行なう。
- 2 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生労働大臣が行なう。
- 3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」といふ。)の全部又は一部を行わせることができる。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。
- 5 (略)
- 6 建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### (指定試験機関の指定)

第九条の二 第八条第三項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者なく、かつ、申請者が、一般社団法人又は一般財団法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。

## 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則】

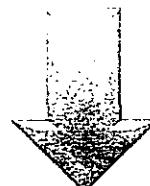
### (指定の要件)

第十九条の二 法第九条の二第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
  - 三 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがないこと。
  - 四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
    - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
    - ロ 法第九条の三第二項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
- 2 申請者が、法第九条の九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、法第八条第三項の指定を行わないものとする。

## 指摘1 指定制度の在り方について

- 
- 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。
  - 指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。
- 



### 論点(案)

- 指定制度の存続について
  - ・国の直接実施と指定法人の実施について
- 競争参入と単一又は複数法人の指定について
  - ・公益性、非営利性
  - ・公平性、継続性
  - ・安定性、効率性

## 指摘2 手数料の見直しについて

■国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。



-8-

### 論点(案)

- ▲管理費や人件費等、法人運営全般の効率化
- ▲試験事業の運営の効率化
  - ・受験者への利便性に配慮した試験地の確保など
  - ・災害等の不測の事態への対応等

# 理容師・美容師国家試験の実施状況

## 【手数料】※ 平成21年度に受験手数料改定

実技試験及び筆記試験	30,000円
実技試験のみ ※積算根拠(手数料は端数処理したもの) 人件費6,090円+物件費10,110円	16,200円
筆記試験のみ ※積算根拠(手数料は端数処理したもの) 人件費6,100円+物件費7,700円	13,800円

## 【過去3回の受験申込者数】※年2回実施

	第21回	第22回	第23回
理容師	1,347人	1,183人	1,362人
美容師	19,702人	8,460人	19,176人

## 【試験内容】

### 実技試験

(基礎技術、衛生上の取扱い)

### 筆記試験

(関係法規・制度、衛生管理、理論など)

## 【試験事務の収支状況】

(千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入	774,357	856,363	821,214
支出	856,228	668,002	749,490
収支	△82,228	188,361	71,724

## 【試験問題作成から実施までの過程】

第1回	第2回	
9月～1月	3月～7月	試験問題作成、決定 試験問題作成のための委員会 計4回
5月	11月	官報公示、実技試験課題決定 受験願書受付、資格審査
8月	2月	実技試験実施(全国47か所)
9月	3月	試験実施(全国15か所)、採点 合否判定会議、厚生労働省への結果報告、合格発表

# 建築物環境衛生管理技術者試験の実施状況

【手数料】 13,900円

※積算根拠(手数料は端数処理したもの)  
人件費5,608円+物件費8,334円

## 【試験内容】

- 試験科目 7科目  
(建築物衛生行政概論、建築物の構造概論、建築物の環境衛生、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除)
- 試験問題数 180問

## 【過去3年の受験申込者数】※年1回実施

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受験票交付数	11,624人	12,223人	12,664人

## 【試験事務の收支状況】 (千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入	161,730	173,164	178,033
支出	164,491	167,634	176,715
収支	△2,761	5,530	1,318

## 【試験問題作成から実施までの過程】

1月 ～3月	次年度実施計画策定	試験委員の選任
4月		試験問題作成開始 (試験委員会)
5月	試験公示(官報) 申請書配布 受付開始	各科目委員会
6月	申請書受付締切	
7月	書類審査	
8月		幹事委員会
9月	受験票交付	試験問題決定 (幹事委員会)
10月	試験実施(6地区) 採点 厚生労働省へ結果報告	試験結果検討 (試験委員会)
11月	合格者発表、結果通知	
12月	免状申請との窓口	

## (財)理容師美容師試験研修センター役員名簿

平成22年11月1日現在

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	所属	国家公務員出身者の最終官職(本省課長クラス以上)
理事長	常勤	小早川 隆敏	東京女子医科大学名誉教授	
副理事長	非常勤	西島 正弘	国立医薬品食品衛生研究所長	
常任理事	非常勤	大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長	
常任理事	非常勤	鈴木 正壽	社団法人日本理容美容教育センター理事長	
常任理事	非常勤	三根 卓司	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長	
理事	非常勤	安藤 憲一	弁護士	
理事	非常勤	石川 幸	元広島県保健環境センター所長	
理事	非常勤	小河 孝則	川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科教授	
理事	非常勤	北 義一	社団法人日本義肢協会副理事長	
理事	非常勤	古賀 政利	元福岡県保健福祉部生活衛生課長	
理事	非常勤	坂元 昇	川崎市健康福祉局医務監	
理事	非常勤	塩田 弘文	元大阪府健康福祉部環境衛生課長	
理事	非常勤	徳永 信	公認会計士	
理事	非常勤	並木 能子	財団法人日本交響楽振興財団事務局長	
理事	非常勤	松本 善重	全日本美容業生活衛生同業組合連合会会长	
理事	非常勤	山形 正喜	社団法人日本理容美容教育センター副理事長	
理事	非常勤	鷺谷 一四	全国理容生活衛生同業組合連合会副理事長	
理事	非常勤	渡辺 正幸	元秋田県生活環境文化部生活衛生課長	
監事	非常勤	高橋 元彰	港区代表監査委員	
監事	非常勤	長原 紀子	有限会社長原マーケティング研究所代表	

(財) 理容師美容師試験研修センター評議員名簿

平成22年11月1日現在

(氏名)	(所属)
江部 高廣	元大阪府公衆衛生研究所所長
小澤 壮六	財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
川越 宏	社会福祉法人愛泉会副理事長
小宮山 健彦	全国生活衛生営業指導センター専務理事
齋藤 隆	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事
佐藤 和代	城西国際大学経営情報学部教授
下田 智久	財団法人ヒューマンサイエンス振興財団理事長
高橋 敬時	全日本美容業生活衛生同業組合連合会常務理事
田邊 穂	元愛知県衛生部長
谷本 穎昭	社団法人日本理容美容教育センター常任理事
中谷 進	全国理容生活衛生同業組合連合会副理事長
野崎 貞彦	三菱化学メディエンス(株)顧問
橋本 幸一	全国理容生活衛生同業組合連合会副理事長
早川 克巳	元財団法人日本消費者協会会长
二川 哲男	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事
松井 義三	全国理容生活衛生同業組合連合会理事
丸田 和生	国家公務員共済組合連合会常務理事
山中 祥弘	社団法人日本理容美容教育センター常任理事
山本 幸助	社団法人日本理容美容教育センター常任理事

## 平成22年度事業報告

平成22年度の事業計画に基づく試験事業、免許登録事業、指定講習事業及び出版事業の実施状況並びに理事会等の開催状況は、次のとおりである。

### 第1 試験事業

#### 1 試験実施状況

事 項	第22回	第23回
官 報 公 告	平成22年 4月 30日	平成22年 11月 1日
受 験 願 書 受 付 期 間	平成22年 5月 6日 ～ 27日	平成22年 11月 5日 ～ 26日
実技試験 実 施 日	理容師試験 平成22年 8月 2日 ～ 3日	平成23年 2月 1日 ～ 14日
	美容師試験 平成22年 7月 26日 ～ 29日	平成23年 2月 1日 ～ 10日
筆 記 試 験 実 施 日	平成22年 9月 5日	平成23年 3月 6日
合 格 発 表 日	平成22年 9月 30日	平成23年 3月 31日

## 2 試験実施結果

第22回試験は、理容師実技試験を39都道府県で、美容師実技試験を47都道府県で、筆記試験を15都道府県で、それぞれ実施した。

第23回試験は、理容師実技試験を35都道府県で、美容師実技試験を47都道府県で、筆記試験を16都道府県で、それぞれ実施した。

### (1) 平成22年度実績

区分	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	合格率 C÷B
理容師試験 ①	人 2,545	人 2,484	人 1,490	% 60.0
美容師試験 ②	27,636	26,933	18,747	69.6
合計 ①+②	30,181	29,417	20,237	68.8

### (2) 第22回試験

区分	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	合格率 C÷B
理容師試験 ①	人 1,183	人 1,150	人 582	% 50.6
うち実技試験	1,047	995	850	85.4
うち筆記試験	1,153	1,116	608	54.5
美容師試験 ②	8,460	8,070	3,651	45.2
うち実技試験	7,514	6,884	4,687	68.1
うち筆記試験	7,777	7,378	3,988	54.1
合計 ①+②	9,643	9,220	4,233	45.9

### (3) 第23回試験

区分	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	合格率 C÷B
理容師試験 ①	人 1,362	人 1,334	人 908	% 68.1
うち実技試験	1,078	1,037	930	89.7
うち筆記試験	1,322	1,292	930	72.0
美容師試験 ②	19,176	18,863	15,096	80.0
うち実技試験	17,801	17,340	15,327	88.4
うち筆記試験	18,453	18,117	15,718	86.8
合計 ①+②	20,538	20,197	16,004	79.2

### 3 実技試験委員の養成研修事業

#### (1) 衛生実技試験委員研修会

ア 新任

開催地：全国 8 か所

受講者： 37 人

イ 現任

開催地：全国 12 か所

受講者： 277 人

#### (2) 理容師実技試験委員研修会

ア 新任

開催地：東京、大阪、福岡

受講者： 12 人

イ 現任

開催地：東京、大阪、福岡

受講者： 201 人

#### (3) 美容師実技試験委員研修会

ア 主任

開催地：静岡、東京

受講者： 135 人

イ 新任

開催地：全国 22 か所

受講者： 121 人

ウ 現任

開催地：全国 22 か所

受講者： 392 人

## 第2 免許登録事業

平成22年度における理容師及び美容師免許証の発行件数は次のとおりである。

### 1 理容師及び美容師免許証の発行件数

(単位：件)

区分	理容師免許	美容師免許	合計
新規件数	1,460	18,468	19,928
書換え件数	722	5,180	5,902
再交付件数	417	1,508	1,925
計	2,599	25,156	27,755

## 第3 指定講習事業

### 1 指定講習会実施状況

区分	理容	美容	計
開催回数	単独	1	22
	合同	51	51
	計	(52)	74
受講者数(人)	1,044	7,582	8,626
修了者数(人)	1,012	7,281	8,293
再受講による修了者数(人)	25	236	261

### 2 修了証書の書換・再交付件数

修了証書の書換1,501件、再交付561件、合計2,062件であった。

#### 第4 出版事業

理容師実技試験課題集及び美容師実技試験課題集の販売部数は、次のとおりである。

(単位：冊)

区分	理容師	美容師	計
旧課題集	25	72	97
新課題集	2,000	21,120	23,120
合計	2,025	21,192	23,217

#### 第5 理事会等の開催状況

##### 1 理事会

###### (1) 第45回理事会 (平成22年6月22日開催)

第1号議案 平成21年度事業報告について

第2号議案 平成21年度決算報告について

第3号議案 評議員の選任について

報告事項 管理理・美容師制度と事業仕分けについて

###### (2) 第46回理事会 (平成22年10月14日開催)

第1号議案 役員の互選について

第2号議案 役員給与規程の改正について

第3号議案 評議員の補欠選任について

###### (3) 第47回理事会 (平成23年3月22日開催)

第1号議案 平成23年度事業計画について

第2号議案 平成23年度收支予算及び平成23年度設備投資見込みについて

報告事項1 平成22年度事業実施状況について

報告事項2 組織の再編について

報告事項3 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する総務省の  
実地調査について

## 2 常任理事会

- (1) 第49回常任理事会（平成22年7月8日開催）  
役員の公募と選考方法について
- (2) 第50回常任理事会（平成22年7月22日開催）  
公募のための職務内容書及び公募による役員選考委員会の設置について

## 3 評議員会

- (1) 第36回評議員会（平成22年6月22日開催）
  - 第1号議案 平成21年度事業報告について
  - 第2号議案 平成21年度決算報告について
  - 第3号議案 監事の選任について
  - 第4号議案 理事の補欠選任について
  - 報告事項 管理理・美容師制度と事業仕分けについて
- (2) 第37回評議員会（平成22年10月14日開催）
  - 第1号議案 理事の補欠選任について
  - 第2号議案 役員給与規程の改正について
- (3) 第38回評議員会（平成23年3月22日開催）
  - 第1号議案 平成23年度事業計画について
  - 第2号議案 平成23年度收支予算及び平成23年度設備投資見込みについて
  - 報告事項1 平成22年度事業実施状況について
  - 報告事項2 組織の再編について
  - 報告事項3 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する総務省の実施調査について

## 4 監査

- (1) 公認会計士監査
  - 第1回期中監査 平成22年12月 1日、2日実施
  - 第2回期中監査 平成23年 4月 5日、6日実施
  - 決算監査 平成23年 5月27日、31日、6月1日実施
- (2) 監事監査（平成23年6月10日実施）  
平成22年度の事業報告及び決算について

キャッシュ・フロー計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 当期一般正味財産増減額	111,064,007	154,146,517	△ 43,082,510
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	87,188,017	83,184,294	4,003,723
固定資産除却損	6,290,159	861,261	5,428,898
退職給付引当金の増減額	1,225,800	△ 1,034,300	2,260,100
役員退職手当引当金の増減額	△ 6,666,600	2,333,300	△ 8,999,900
売掛金の増減額	△ 19,936,000	△ 15,563,000	△ 4,373,000
未収金の増減額	△ 3,884,435	2,840,444	△ 6,724,879
商品の増減額	1,193,732	1,123,440	70,292
貯蔵品の増減額	4,495,129	9,022,814	△ 4,527,685
前払費用の増減額	△ 2,257,392	△ 21,981	△ 2,235,411
立替金の増減額	△ 187,881	-	△ 187,881
未払金の増減額	△ 23,527,734	△ 106,210,312	82,682,578
未払消費税の増減額	461,200	△ 980,700	1,441,900
前受金の増減額	△ 6,412,400	1,884,950	△ 8,297,350
預り金の増減額	△ 1,333,974	3,604,900	△ 4,938,874
仮受金の増減額	11,345	161,400	△ 150,055
未払法人税等の増減額	△ 240,100	3,583,300	△ 3,823,400
指定正味財産からの振替額	△ 405,070	△ 590,152	185,082
小 計	36,013,796	△ 15,800,342	51,814,138
3. 指定正味財産増加収入			
基本財産受取利息	405,070	590,152	△ 185,082
指定正味財産増加収入計	405,070	590,152	△ 185,082
事業活動によるキャッシュ・フロー	147,482,873	138,936,327	8,546,546

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入			
基本財産取崩収入	-	-	-
特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	8,968,800	13,842,300	△ 4,873,500
役員退職手当引当資産取崩収入	6,666,600	-	6,666,600
敷金・保証金戻り収入			
敷金・保証金戻り収入	3,620,614	1,981,174	1,639,440
投資活動収入計	19,256,014	15,823,474	3,432,540
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出			
基本財産取得支出	78,000,000	-	78,000,000
固定資産取得支出			
什器備品購入支出	11,802,944	40,994,157	△ 29,191,213
一括償却資産購入支出	-	334,180	△ 334,180
ソフトウェア購入支出	31,500,000	61,380,375	△ 29,880,375
特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	10,194,600	12,808,000	△ 2,613,400
役員退職手当引当資産取得支出	-	2,333,300	△ 2,333,300
敷金・保証金支出			
敷金・保証金支出	905,000	2,500	902,500
長期前払費用支出			
長期前払費用支出	600,000	-	600,000
投資活動支出計	133,002,544	117,852,512	15,150,032
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 113,746,530	△ 102,029,038	△ 11,717,492
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	-	-	-
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
V 現金及び現金同等物の増減額	33,736,343	36,907,289	△ 3,170,946
VI 現金及び現金同等物の期首残高	445,240,560	408,333,271	36,907,289
VII 現金及び現金同等物の期末残高	478,976,903	445,240,560	33,736,343

(注) 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めております。